

~~(案)~~

参考資料3

第28回原子力安全委員会
追 加 資 料

平成24年6月14日

原子力災害対策本部長 殿

原子力安全委員会

平成24年6月14日付で原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき別添の通り意見を述べます。

(別添)

平成24年6月14日付で要請のあった件について、避難指示区域を見直して新たに区域を設定することについては、平成24年3月30日の第16回原子力安全委員会臨時会議で示した意見に留意しつつ、適切に対応されたい。

また、平成23年7月19日の第54回原子力安全委員会臨時会議で示した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方について」及び平成23年8月4日の第59回原子力安全委員会臨時会議で示した「東京電力福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」についても、併せて参照されたい。

以上

原子力安全委員会 殿

平成24年 6月14日

原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号及び第3号に掲げる事項に関し、同法第20条第5項の規定に基づき、下記について、意見を求める。

記

「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）を踏まえ、飯舘村について避難指示区域を見直して新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定すること

以上